

## 1.計画の目的

この計画は、平成 22 年 3 月に策定された「国分寺市立児童館・学童保育所の施設運営ガイドライン、同施設整備計画、同施設運営計画（以下、「市立児童館・学童保育所のガイドライン等」という。）」を具体化し、今後の児童館及び学童保育所での安全で安定的な運営と、サービスの拡充・拡大を図ることを目的とします。

## 2.計画の位置づけ

この計画は、「国分寺市第四次長期総合計画の基本計画（以下、「長期計画」という。）」の考え方を踏まえ、平成 21 年度策定の「国分寺市子育て・子育ていきいき計画（平成 22 年度から 31 年度まで）（以下、「いきいき計画」という。）」、同 21 年度策定の市立児童館・学童保育所のガイドライン等の内容を具体化し、同 21 年度策定の「国分寺市アウトソーシング基本方針※」の実施計画の一部として位置づけるものです。

※国分寺市が進めるアウトソーシングに関する基本的な考え方と今後の方針を定めたものです。今後は、この方針に基づき各部署で具体的な実施計画を策定し、アウトソーシングを推進するものとしています。

## 3.計画の策定方針

計画の策定にあたっては、既に策定済みの市立児童館・学童保育所のガイドライン等に基づき、以下のことを方針として実施します。

- (1)児童福祉法第 21 条の放課後児童健全育成事業及び第 40 条の児童厚生施設等の設置の趣旨に基づく計画とします。
- (2)市立児童館・学童保育所の利用時間延長等のサービスの拡大を図ります。
- (3)市立児童館・学童保育所の施設による時間延長等のサービスの格差をなくし、平準化を図ります。
- (4)子どもたちの気持ちに寄り添うことを大切にするといった、子どもの権利の視点へ配慮することを念頭に置く計画とします。
- (5)利用者の声に耳を傾け、その意見が反映されるよう検討を進めます。
- (6)直営施設の役割及び、アウトソーシングの評価システムを明確にします。

#### 4.市立児童館・学童保育所の現状と課題

##### (1)児童人口及び施設利用児童数の推移… (いきいき計画 児童人口等の推移より)

いきいき計画における平成 23 年度以降の小学生児童数の推移をみると、平成 23 年度の学童保育所対象児童数は、6 歳児 (914 人) ,7 歳児 (971 人) ,8 歳児 (1,002 人) ,平成 26 年度推計数は、6 歳児 (981 人) ,7 歳児 (992 人) ,8 歳児 (947 人) と変化していくことが推計されています。

また、いきいき計画策定時のアンケート調査の数値を反映した学童保育所の利用者ニーズについては、平成 22 年度 740 人の登録児童数に比して、平成 26 年度は、1.18 倍の 880 人、平成 28 年度は、1.94 倍の 1,440 人を想定しています。

学童保育所のニーズは、児童数の推移と必ずしも一致せず、保護者の就労に伴い、登録数が今後も増え続けることが想定されます。

したがって、今後、学童保育所単独の施設の整備のみでは、対応しきれないと考えられるため、現在、学校施設を活用しての事業展開を図る必要があるとした点も視野に入れて、考えられています。

■小学生児童人口の推移と予測 (6~11 歳) (各年 4 月 1 日現在)

年齢	実績					推計				
	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
6歳児	940	994	952	978	<b>980</b>	955	914	926	976	981
7歳児	895	963	1,001	965	994	<b>996</b>	971	930	941	992
8歳児	957	907	963	1,006	971	1,000	<b>1,002</b>	977	936	947
9歳児	936	979	925	950	1,008	973	1,002	<b>1,004</b>	979	938
10歳児	968	946	977	957	968	1,025	990	1,019	<b>1,021</b>	996
11歳児	936	985	957	980	943	954	1,010	975	1,004	<b>1,006</b>
合計	5,632	5,774	5,775	5,836	5,864	5,903	5,889	5,831	5,857	5,860

##### (2)今後の課題

市立児童館・学童保育所の運営は、現在、第二光町学童保育所、第一・二新町学童保育所、しんまち児童館について、時間延長等のサービスの拡大を目的に、指定管理者制度を導入しています。児童館・学童保育所の民営化については、長期計画の施策の方向を受け、平成 21 年度に市立児童館・学童保育所のガイドライン等を策定し、児童館・学童保育所の果たすべき役割などを明確にし、施設運営計画に基づき、順次民営化を行っていくことを定めています。

現在、この具体化を図り、施設による時間延長等のサービスの格差をなくし、サービスの平準化を行うことが急務になっています。この計画では、民営化を実施するにあたり、

移行する施設・時期を定め、民営化後も、ガイドラインを守り、具体化するために必要な体制の整備を充実する必要があります。これにより、直営施設を中心とし、民営化した施設を含め安定した、継続性のある運営体制を整備することができます。

学童保育所については、保護者の就労等による入所希望の増加や、受け入れ学年の延長、障害児の受け入れ定員枠の撤廃などの要望や、児童館における日曜日の開館などについての課題があり、今後さまざまな手法を視野に入れて検討を進めていく必要があります。

## 5.計画の内容

民営化に向けて、既に、ガイドラインで示されている以下の取組を具体化していきます。

- ①市立児童館・学童保育所の運営については、市立児童館・学童保育所のガイドライン等に基づき、その運営形態や立地条件にかかわらず、サービスの公平性を確保し、安定的な事業として継続していくこと。
- ②運営にあたっては、子どもの視点に立ち、子どもや保護者の声に応じていくこと。
- ③現在、各学童保育所や各児童館と連携しながら実施している親子ひろば事業や野外事業の受託事業者と連携し、児童館・学童保育所において、地域の子育て支援を行うこと。
- ④今後、学童保育所の狭溢状況の解消や、要望の高い対象年齢の拡大に応じていくため、全児童を対象とした放課後子どもプランと効果的な取り組みを行うことを目的とし、教育委員会と協議し、具体化を図ること。

### (1)公平で安定的なサービスの提供

#### ①公平なサービス水準の確保

市立児童館・学童保育所のガイドライン等を基本とし、現行事業との整合を図り、施設別に作成されている仕様書を、今後も継続して、共通に活用する仕様書として精査し、共通の業務としてやるべき内容を明確にします。施設ごとの詳細な仕様書の作成に関しては、利用者の意見を聴取し、反映していきます。また、直営・指定管理者への移行施設双方について、市立児童館・学童保育所のガイドライン等に沿って、平成22年度事業について報告を求め、平成23年度に検証します。

#### ②安定的な事業の継続

指定管理者への移行に際しては、現在と同様に6ヶ月間の引き継ぎ期間を設けます。長期間の引き継ぎを実施することで、利用者や保護者の不安を払拭し、円滑な移行を

実現します。指定管理者同士の民から民への変更による引き継ぎの場合も、市の職員が入り（原則児童館に関して1名、学童保育所に関して1名、指定開始前後6ヶ月間を目処とする。）、市の責任において円滑な引き継ぎを行います。また、国分寺市学童保育所保護者の会連合会を含む、移行する各施設利用者・保護者への説明を丁寧に行い、利用者・保護者の意見を聴取し、事業運営に反映していきます。

事業の継続性を確保するため、指定管理者の指定期間や実績評価の高い事業の制度への反映については、全庁的に検討を必要とするため、より実態に即した有効な制度となるよう、検討していきます。

## **(2)子どもの視点に立った、質の確保された施設運営**

### **①客観的な評価体制の整備**

指定管理者制度では、利用者アンケートや年度ごとのモニタリング、所管課による評価を行っています。今後は、この評価方法について、より実態が反映できるしくみとして、市がチェックリストを作成し、直営施設を含めて、施設での自己評価や所管課での評価を行います。これらの結果を、指定管理事業については、市としての評価を行い、利用者のアンケート結果とともに、今後設置を予定しているいきいき計画の推進組織として位置づけられている（仮）子育て・子育て推進協議会（23年度中に設置予定）に報告します。直営施設も含めて、評価の結果改善の指摘等を受けた場合は、直営施設及び指定管理者施設合同での職員会議で情報を共有し各施設に改善報告を求め、所管課による確認を行い、具体的な改善を図ります。

また、これらの結果については、利用者に安心していただけるよう、各施設の運営の評価等を公開していきます。

### **②施設間・職員の情報の共有化や、市全体の共通の取り組み**

児童館・学童保育所について、月に1回程度の施設長会を定期的で開催し、情報の共有化を図ります。また、共通に取り組むイベント等の開催時には、各館から担当者を派遣し、合同で取り組みを行い、事業者間の連携や、職員の意識の共有化を図ります。これらについては、指定管理の協定書・仕様書に盛り込むこととします。

### **③職員の質の向上**

指定管理者には、指定管理導入時に個別の研修計画の提出を求め、その後、実施されたかどうかの確認を行います。また、市の取り組みとして、官・民の職員を問わず、課題を抱えた児童への対応方法などについて、関連する職員による事例検討や、全員を対象とする研修会を年2回程度実施し、保育者それぞれの資質の向上を図ります。

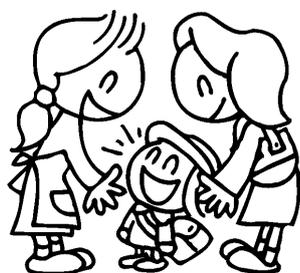
さらに、民間のノウハウを学ぶ機会も設けるなど、職員の質の向上に努めます。

#### ④苦情処理体制の整備

苦情の処理は、初期の対応は、施設職員が責任をもって行います。利用者や保護者へ、迅速に、速やかに対応する必要があるため、市としての共通のマニュアルを作成します。指定管理者は、市への報告を速やかに行い、市も、必要に応じて指定管理者と一体的な対応を行います。これについても23年度中に策定し、24年度の事業者から対応できるような取り組みを行います。すでに指定管理者で運営している事業についても、同様の取扱いができるようにしていきます。

また、同じような苦情を受けることがないようにするため、各施設の連絡会や研修等の場を活用し、その後の対応に活かせるようなしくみを作ります。

対応結果については、個人情報について適正な対応を行った後、保護者会等と情報の共有を図っていきます。



#### (3)民営化への取り組み

今後、国分寺市内の児童館・学童保育所については、施設整備等の必要な対応を行ったうえで、下記に示す年度で、順次指定管理者制度を導入し、民営化を行っていきます。

年度別移行施設一覧

(別紙1)

年度	児童館	学童保育所
平成24年度	ひかり・にしまち児童館	第一・第二光町学童保育所、(仮称)第三泉町学童保育所
平成25年度	もとまち児童館	東元町学童保育所
平成26年度		第一・第二東恋ヶ窪学童保育所、日吉町学童保育所、西町学童保育所、西恋ヶ窪学童保育所、戸倉学童保育所

※平成26年度には、直営施設を残し、すべて指定管理者制度に移行します。

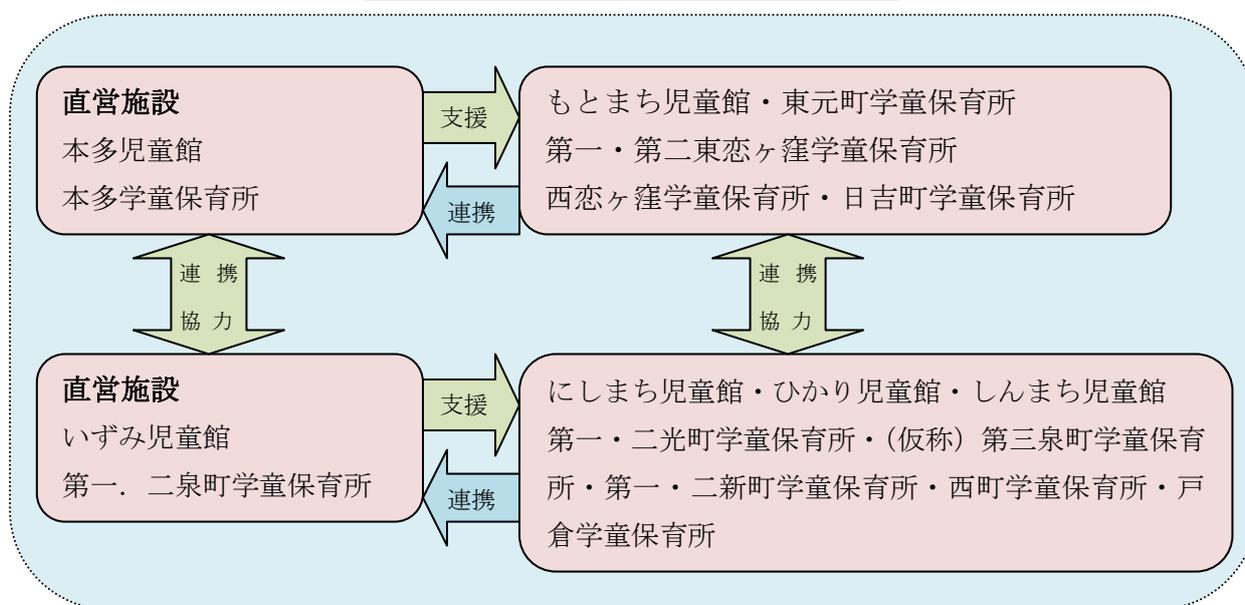
※児童館・学童保育所のうち、市の他の施設と合築されている施設について、指定管理者制度に移行する場合は、施設管理について、担当部署と十分な調整を行います。

#### (4)児童館・学童保育所の事業運営及び体制の整備

児童館・学童保育所は、今後の安定した、質の確保された運営を行うため、市内を2つの地域に分け、それぞれ基幹となる直営の施設を配置し、相互に連携・協力する体制を構築します。基幹となる施設が、地域内にある施設への支援ができるような体制をつくります。(別紙2)

市の直営とする施設は、中心的な役割を果たすための地理的な立地条件や、地域との関係をつくるため、児童館・学童保育所との併設館であることなどの施設要件に鑑み、本多児童館・本多学童保育所、いずみ児童館・第一・第二泉町学童保育所を直営施設とし、それぞれの地域内での指定管理者への移行手続きや、事業者間の引き継ぎについてマニュアルに基づいて、市の職員も直接対応します。また、苦情処理についても、直営施設としての役割を果たすため、体制を整備します。

基幹となる直営施設と支援施設との連携図



##### ①直営施設（公設公営）の果たすべき役割

新たに直営施設は、中心となる施設として、以下のような機能・役割を果たします。

##### ア.地域と施設とをつなぐ地域コーディネーターとしての機能

本多児童館での、本多公民館や地域子ども会などとの連携事業や、いずみ児童館での地域自治会の連合組織などとの連携事業などの実績を踏まえ、他の児童館・学童保育所においても、地域の課題を施設職員と共有し、地域の中で、自治会などの方々と繋がり、地域での子育て・子育て支援などの施設の役割がさらに果たせるよ

うな施設支援を行います。

#### イ.放課後子どもプランの取組との連携

小学校ごとに実施している放課後子どもプランに対し、各実行委員会へ積極的に参加し、実行委員会との調整を図っていきます。

#### ウ.施設長連絡会等の開催

各月 1 回以上の地区ごと、あるいは全市的な、施設長及び担当者の連絡会を開催し、地域や市に関して必要な情報を、事業者や職員に提供し、共有化します。

#### エ.研修会の実施

研修については、子どもの成長・発達に即した内容を含め、年 2 回程度の全体の研修会や、必要に応じ、関係者によるケース検討なども含めた研修会を実施します。可能な限りの参加啓発を行います。

### ②直営施設における課題の解決と今後のサービスの拡大

指定管理者への移行が終了する平成 26 年度には、下記のサービスの拡大を図ります。

#### ア.長時間保育の実施

直営施設と指定管理者とのサービスの平準化を図るため、遅くとも、指定管理への移行が完了する平成 26 年当初には、直営施設においても時間延長の実現を図ります。児童館においては、現行の開館時間 10:00 から 18:00 までを 10:00 から 19:00 まで、学童保育所については、最大保育時間を、現行では 8:30 から 18:00 までを、8:00 から 19:00 まで実施します。これによって、指定管理への移行完了後、全施設が同じ保育時間となります。それまでの間の取り組みとして、学童保育所での、特に要望の高い一年生について、現在、試行実施による延長保育実施期間の延長等について検討を行います。

#### イ.中学生障害児への対応

中学生障害児については、放課後対策として障害施策での取り組みなど、抜本的な解決が図れず、課題となっています。直近の対応策と、長期的な対応策双方の検討を行いますが、当面の対応として、児童が中学生であることに配慮し、学童保育所を併設している本多児童館・いずみ児童館内等で、学童保育所として中学生障害児の受け入れを行います。(現在泉町学童保育所にて 8 名受け入れ。今後本多学童保育所で 4 名を想定。)そのうち、両児童館内での中学生障害児受け入れの実績を踏まえ、

指定管理者によるひかり・しんまち児童館においても、中学生障害児の受け入れができるように検討します。実施目標施設数としては、4施設となります。今後の長期的な対応については、中学生障害児の放課後の生活を充実するため、障害者施策と整合を図り、関係部署とともに、施策検討を進めていきます。

#### **ウ.メンタル面に課題のある児童・保護者への支援**

現在メンタル面での支援の必要な児童・保護者への職員の対応が課題となっています。このため、今後、保健師や臨床心理士などにより、市立児童館・学童保育所の全施設を定期的に巡回し、職員への相談や利用者への対応について、専門的な視点で、相談を行い、必要に応じて専門機関に結びつけるなど、課題の解決を図ります。健康推進課・子育て相談室の保健師、保育課の保健師・看護師等との連携を図ります。これについても、26年からの実施を目途とします。

平成 23 年 8 月 25 日庁議決定  
平成 23 年 8 月 26 日市長決裁